

epiq

セミナーレポート

いますぐ認識すべき 米国司法省 カルテル調査 の現状と対策

ある日、米国子会社に突然現れた司法省 (Department of Justice = DOJ) 職員。「DOJは怖い」と流されるまま捜索・聴取に応じ、安易な司法取引に応じると、巨額の制裁金と責任者の刑事訴追・収監が待っている。日本企業のとるべき対応とは——。東京と大阪で開催された、カルテル調査対応の経験が豊富な弁護士・専門家によるセミナーの模様をレポートする。

制作／レクシスネクシス・ジャパン広告出版部

eデイスカバリの最新動向と 司法省調査への対応

国際カルテル調査において、当局から電子メールをはじめとした関連文書・データの提出を迅速かつ大量に求められることは、多くの日本企業にも認識されるようになってきている。しかし、企業活動で生成されるデータの量は拡大を続ける一途であり、いまやデータの所在を把握することすら難しい。必要なデータを余すところなく見つけ出すのは徹底した管理抜きには到底不可能といえよう。

エピックシステムズの秋元悦子氏は「ビッグデータ時代の到来で、本審査理前の手続であるeデイスカバリが、訴訟手続のメインストリームになりつつあります」と話す。膨大なデータを処理するコストが訴訟費用の大半を占める現在、費用をいかに抑制しつつ、eデイスカバリを成功裏に実施するかという課題が避けて通れないものとなったためである。eデイスカバリ業界ではTAR（テクノロジ・アシステッド・レビュー）をはじめとするマシナリーニングを

応用した技術を活用し、効果的かつコストの絞り込みを実現する試みが盛んに行われているとのことである。それぞれの技術を、カルテル案件ごとの特徴に合わせて使いこなすことが重要であるという。

また、近年は業務関連の連絡であっても、SNSやLINEなどスマートフォンを介した外部サービスの利用が広まっている。モバイルデバイスの中は、保護されるべき個人情報と開示対象となり得る企業の情報が混在するカオス状態となりやすい。このような状況下ではセキュリティへの脅威に対する備えも重要課題であるが、他方で「データプライバシーの保護はデイスカバリ対応時にも大きな検討課題となっています。EUや中国とのクロスボーダー案件における各国法規制や、我が国の個人情報保護法改正も踏まえたうえでの対応が必須です」(秋元氏)。

会社に強制捜査が入ったら 影響を最小限にする手段を

ある日、日本の本社に捜査員が家宅捜索令状を携えて来たら。強

要な書類の所在を把握し、必要になったら、後日警察・検察に仮還付を申請して閲覧するなどの手段がとれるようにしておくという事後的な措置のことも踏まえるべきだ。

捜索の場での事情聴取は 極力止めさせるべき？

捜索の場で、関係する従業員に任意の事情聴取が行われることもある。強制力はないが、調書を作られたら公判で証拠になる。「予告なしの聴取では、正確でない供述に

なることが十分予測されますが、後で取り消そうとすると、供述の変遷と捉えられかねないので慎重に対応すべきです」。言いにくいことは顧問弁護士から答えさせるなどのコントロールが肝要だ。

このような態勢づくりには、②の危機管理マニュアルの作成が有効だ。捜査員が最初に接触するであろう受付や警備員から担当者、担当者から社内への指示、顧問弁護士への連絡体制を整備し、社員の動き方を決めておく。しかし、これらの対策にあたり厳重に注意しなければならないことがあると入



エピックシステムズ

クライアントサービスディレクター
ニューヨーク州弁護士

秋元 悦子 氏

クライアントコミュニケーションおよびデータコレクションからプロダクションに至るまでのケースマネジメント全般を統括。15年以上にわたり、米国訴訟や調査におけるデイスカバリに加え、国際調停や、日本を含むアジア・ヨーロッパ諸国における規制当局による調査、また日本の訴訟事件等のプロジェクトマネジメントに携わった経験を有する。

制捜査から、自社を適正に守ることができるか。

元検事で日米のホワイトカラー犯罪に精通する入江源太弁護士は「捜査機関は、強制捜査の着手の前に、犯罪のストーリーを描く。強制捜査では、そのストーリーに沿った証拠や供述を求める傾向が強い。その特性を見極めて対応すべき」という。

企業の対応策として、入江氏は①「担当者の一元化」と②「危機管理マニュアルの作成」の二つを勧める。①は、対応担当者(例えば総務部長)を決めておき、捜査機関と

の文字通りの「窓口」となる。捜査員に最初に対応し、示される捜索令状を最初に読んで捜索の対象を把握、顧問弁護士等に連絡すると同時に、業務への影響を判断して適切な手を打っていく。

書類の押収は投網をかけるように広範囲になりがちだ。そこで担当者は、必要な書類が押収されて業務が滞ることを防ぐため、原本ではなくコピーを持ち帰ってもらう、もしくは少なくともコピーを会社に残すような形で交渉を行うべきだ。捜索の最後に押収書類の目録が作成される。契約書など重



麻布国際法律事務所

パートナー 弁護士

入江 源太 氏

2000年検事任官、米国留学を経て、2007年～2012年国内法律事務所パートナーとして勤務した後、2013年社内弁護士として国内企業に勤務、2015年から現職。訴追側と弁護側の双方の立場からホワイトカラークライム等に関与。

江氏は言う。「証拠隠滅を示唆するように読める文言がマニュアルに入っていたり、捜査妨害ととられたりしないようにするべきです。マニュアルは、捜査に対して、従業員に対して過度な影響を与えず、通常業務に支障がないように作成されるべきです」。

カルテル捜査に致命的なミス 対応力不足が目立つ日本企業

2010年2月に米国司法省が摘発し、現時点では48社が有罪判決を受けた「自動車部品カルテ



レイサム アンド ワトキンス
外国法共同事業法律事務所

パートナー
ニューヨーク州弁護士
吉田 大助氏

東京オフィスの訴訟部門の責任者として2006年に同事務所ニューヨークオフィスより赴任。知的財産権、独占禁止法、腐敗防止、有価証券、会計士賠償責任、一般商事訴訟など多岐にわたるクロスボーダー訴訟、仲裁および捜査業務について幅広い経験を有し、独占禁止法や有価証券法の違反疑惑に関する大規模な内部調査の指揮を執る。

ル事件」。吉田大助ニューヨーク州弁護士は、日本企業がDOJによるカルテル調査の過程で犯した、いくつもの重大な「失敗」を繰り返してはならないと警告する。「歴史的に見ても最大のカルテル事件」(吉田氏)の摘発は日米欧のみならず、カナダ、ブラジル、中国、インド、南アフリカなどにまで広がり、米国で48社が起訴され、罰金額は29億ドル(3250億円)にのぼった。さらに司法取引で65名(ほとんど日本人)が起訴され、約30名が収監された。

だったのか。吉田氏は横並び意識の強さからくる「カルテル意識の薄さ」を指摘したうえで、何よりも「カルテル調査に慎重に対応しなかった」ことが致命的だったという。「カルテル調査に対してきちんと反論すれば、処分なしで終わる場合が、実はほとんどです。しかし『DOJの調査は逃げ道がない。カルテルを認めて和解交渉に進んだほうが、メリットが大きい』という思い込みが蔓延し、全部認めてしまうという例が散見され、中には、弁護士のアドバースでそうしたという例もあります」。

カルテル捜査は国境を越える。企業がリーニエンシーに踏み切る場合、影響の可能性がある国の規制当局への申請が必要だが、日本で申請したのに米国で怠った結果、高額な罰金を科せられた例、逆に米国で事業を行っていないのに申請し、本来払う必要のない課徴金の金額を交渉し始めていた例まであった。このような、情報を精査し、慎重にリスク判断をしなかった結果、重大な失敗を招くことになった日本企業が続出したのである。

カーブアウトされた個人は 過酷な運命に翻弄される

企業がカルテルを認め、DOJと司法取引を行う段階で、DOJは個人をカーブアウト(司法取引の対象から除外し免責しない)させ、企業とは別に刑事責任を問おうとする態度を強める。「アメリカの刑務所に収監される日本人」とは、この手続により訴追された人たちだ。我が国では実刑(刑務所への収監)だけが知られているが、例えばカルテルを行った従業員個人の弁護士費用。司法取引した企業とは利益相反の関係になるため、高額の弁護士費用が自分持ちになる可能性がある。もっと過酷な事態になることも。企業が安易にカルテルを認めたために、実際よりも過大な罪に問われたり、中には「その部署の責任者」というだけで、個人責任を問われたりすることまである。根本的対策は「コンプライアンス教育でカルテル禁止の徹底を図るしかありません」(吉田氏)。

データ管理の徹底も必要だ。カルテルの痕跡は電子メールから

チャット、アプリ、メッセージなど、企業が管理しにくいところに移りつつあるが、吉田氏は「私なら、海外に社員を赴任させるときに、データはおろか、手帳も一切持ち出さないようアドバイスします」と話す。カルテルに対して、日本企業は峻厳な認識を持たなければならない。

事実が違えば きっちり主張する

ではDOJや規制当局の追及に対して、企業はいかにディフェンスすべきか。「当局に、『集めた証拠では、起訴は難しい』と認めることで」と吉田氏。DOJにおけるカルテル取締りの指針には「合理的な疑いの余地なく犯罪行為を証明するために必要な知識と犯意」が刑事事件としての立件の条件とされている。「仮に、自社がカルテルに関与した事実があったとしても、とにかく事実を説明し、当局に認識の違いがあるなら正すべきです」。実際に、吉田氏が代理した企業は「処分なし」を得られ、他にもカルテルが疑われたすべての国でリーニエ

ンシーを申請せず、徹底的に事実を争った企業があったという。「相当大変だったでしょうが、結局DOJは訴追を取り下げています。筋を通すメリットはあったといえます」。

司法取引、カーブアウト 難しい調査対応の舵取り

「DOJやFBIの担当者がいきなり米国子会社を訪問して、サビーナ(召喚令状)を手渡す場合があります。内容がそのまま捜査対象を示していますが、そこに管轄外のはずの日本の親会社の文書が含まれている場合があります。米国反トラスト法の域外適用として、日本の本社も捜査対象として狙われており、とてもリスクキーな状態です」と、カルテル事案に明るい龍義人氏(組織マネジメントアドバイザー、認定コンプライアンス・アドバイザー)は警鐘を鳴らす。

当局は「いかに短期間に司法取引に持ち込めるか」を重要視しており、早い段階から罰金の高額化や個人のカーブアウトをちらつかせ、司法取引を持ちか

けてくる。下手に司法取引に応じれば、吉田氏が先に指摘した個人へのリスクが高まるだけでなく、株主代表訴訟の可能性もある。「非常に難しい舵取りなのです」(龍氏)。

龍氏は、このような状況を想定した社内コンプライアンス体制の確立を訴えるが、連邦量刑ガイドライン第8B2.1条に準じたコンプライアンス体制がメルクマールになると語る。「当たり前



の遵守事項ですが、これを満たせば3ポイントの減点が期待され、罰金の減額などの効果が期待できます」。

第三者委員会・ 秘匿特権との関係では 百害あって一利なし

我が国では不祥事調査において第三者委員会を設置するプラクティスが定着しつつあるが、龍氏は大きなリスクがあると指摘する。弁護士と依頼者の秘匿特権に当たる内容が第三者委員会の調査報告書で公表された場合、秘匿特権による保護の対象から外されるからだ。コメントを求められた吉田氏は「アメリカの弁護士から見れば厄介な問題」、入江氏も「リスクをもっと自覚すべき」と語った。

内部統制違反やコンプライアンス違反は、それ自体が経営者の責任。ここが当局から繰り返し追及されるポイントだ。日本企業に求められる対応策の第一歩として、龍氏は「経営トップは、自分の身の問題と考え、率先してコンプライアンス体制を整備することが必要です」と語った。